

宇都宮大学における授業の欠席に関する取扱要項

学長裁定 平成23年3月18日

一部改正 平成25年2月5日

(目的)

第1条 この要項は、宇都宮大学学生生活規程第5条に規定する宇都宮大学（以下「本学」という。）の学生の欠席（公欠及び公欠以外の欠席）に関する具体的な取扱いについて定めることを目的とする。

(公欠及びその要件)

第2条 この要項において、公欠とは、本学が認める一定の事由によりやむを得ず正課を欠席した場合、これを欠席扱いとしない取扱いをいう。

2 本学の学生が、次の各号の事由によりやむを得ず正課（ただし集中講義を除く。）を欠席する場合は、これを公欠として取扱い、単位認定要件に係る欠席扱いとしない。

- 一 感染症に罹患したことにより、出席停止の措置を受けた場合
- 二 気象警報・交通機関の運休等により通学が困難であると認められる場合
- 三 親族が死亡した場合
- 四 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- 五 その他学長が必要と認める場合

(公欠の手続及び様式)

第3条 前条第2項各号による公欠の具体的な基準及び手続については、別表のとおりとする。

2 前条第2項第3号又は第4号により公欠が認められた場合は、当該届の写を回付する等の方法により授業担当教員にその旨通知することとする。

(公欠とされた学生への配慮義務)

第4条 授業担当教員は、公欠とされた学生に対し、履修上不利とならないよう配慮するものとする。

(公欠期間中の試験の取扱い)

第5条 公欠期間中の試験に関する追試験等の取扱いについては、当該授業科

(宇都宮大学における授業の欠席に関する取扱要項)

目を開講する学部長，研究科長又は基盤教育センター長の定めるところによる。

(公欠以外の欠席)

第6条 公欠以外の理由により1週間以上欠席する場合は，別紙様式の欠席届により速やかに担当係（峰地区にあつては修学支援課，陽東地区にあつては工学部学生係）へ提出することとする。

附 則

この要項は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，平成25年4月1日から施行する。

(宇都宮大学における授業の欠席に関する取扱要項)

別表 (第3条関連)

公欠事由	条件	公欠として認められる期間	手続等
感染症に罹患したことにより、出席停止の措置を受けた場合 (第2条第2項第1号)	「学生が感染症に罹患した場合における授業等の取扱いについて (平成22年4月12日学長裁定)」による。		
気象警報・交通機関の運休等により通学が困難であると認められる場合 (第2条第2項第2号)	「気象警報の発表時等における授業等の取扱いについて (平成23年3月18日学長裁定)」による。		
親族が死亡した場合 (第2条第2項第3号)	配偶者及び1親等、2親等の親族の死亡に伴い必要と認められる葬儀、服喪その他の行事のため授業に出席できなかった場合	親族に応じ次に掲げる連続する暦日数 (葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数) の期間	別紙様式「公欠届 (忌引) に証拠となる書類 (会葬礼状等) を添付し、担当係 (峰地区にあつては修学支援課、陽東地区にあつては工学部学生係。以下同じ) へ提出すること。
	配偶者及び1親等の親族の場合 (父母・子) は、7日 (休日を含む。)		
	2親等 (祖父母、兄弟姉妹等) の場合は、3日 (休日を含む。)		
裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合 (第2条第2項第4号)	裁判員候補者として、裁判員選任手続のために裁判所に行った場合	半日程度	別紙様式「公欠届 (裁判員制度)」に証拠となる書類 (裁判所からの通知書等) を添付し、担当係へ提出すること。
	裁判員として選任され、裁判 (後半、評議、評決等) に参加した場合	3日程度	